

## 4 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 29 年 4 月 12 日（水） 午後 1 時 30 分  
と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

### 出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、6 番 大久保秀幸、  
7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、9 番 森園秀一、10 番 田名部和義、11 番 古館傳之助、  
12 番 田中忠二、13 番 堰端治、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、  
17 番 林善嗣、18 番 下館敏、19 番 籠田悦子

### 欠席した委員

5 番 山内光興

### 職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長（農地 G L）寺沢智幸、農政 G L 村上司

主幹 大里知矢、技師 奥山成美、主事 田中野、技能技師 小笠原衛

部会長

ただいまから農地部会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

部会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。  
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、9番 森園秀一委員、10番 田名部和義委員、両氏を指名いたします。

日程第2

部会長

次に、日程第2、議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。  
それでは、調査を担当されました委員から説明願います。

小笠原委員

はい。

部会長

小笠原委員。

小笠原委員

去る3月28日、田中委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1ページ番号15番から17番まで調査をしましてまいりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条15番

15番ですが、調査には、渡人は本人が、受人は委任状を持って代理人が出席しております。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。下長土地改良区の管内です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためということです。申請地における貸付はありません。

申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、市内在住の娘が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離10km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験35年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人でございます。

農機具保有状況ですが、耕運機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しております。

3条16番

続きまして、16番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は委任状を持って代理人が出席しております。両者の関係は、特にありません。態様別は、賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小のためです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画ですが、ここは現在牧草地でございますが、1年目は緑肥を植え2年目以降ににんにくを作付けするそうです。過去3年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離15km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験5年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人は農地所有適格法人で、構成員は男4人、うち農業専従者は男3人でございます。農機具保有状況ですが、トラック1台を所有しており、今後、トラクター、マルチロータリー、種子供給機、乗用管理機を各1台購入予定とのこと。

3条17番

続きまして、17番ですが、調査には、受入、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。館土地改良区の管内です。申請理由は、受入は渡人の要望、渡人は労力不足のためということです。申請地における貸付はありません。申請地における受入の作付計画は、水稲です。受入は65歳以上ですが、長男が後継者としております。過去3年間に於ける農地の取得・売却事例ですが、渡人は平成27年10月に生前一部贈与で畑を取得しております。申請地周囲の状況でございますが、通作距離2km。耕作道あり。受入の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験40年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受入の労働力ですが、世帯員は男1人、女2人、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクターを2台、田植機、コンバイン、トラック、刈払機を各1台所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

田名部委員

はい。

部会長

田名部委員。

田名部委員

16番について、受入は新規就農ということだが、経営形態はどのようになっているのか。

大里主幹

事務局からご説明いたします。受入は農地所有適格法人であり、今回新規で農地を借り受けるという申請でございます。八戸市のほかにも南部町と階上町にも農地

を借りるために、同時に申請しているとのことでした。大規模に新規で始めると聞いております。以上です。

部会長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑等なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
部会長 次に、日程第3、議案第15号、平成29年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、堰端委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、当該事案に係る審議を先に行うこととし、その間、堰端委員は退席願います。

(堰端委員退席)

部会長 それでは、事務局から説明願います。

田中主事 事務局の田中から、議案第15号、平成29年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借5件、使用貸借4件の計9件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手6名、貸し手9名で、利用権設定面積は39,156㎡でございます。それでは、堰端委員が関係する事案1件を説明いたします。

利用集積4番 番号4番、借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。利用権の種類及び内容は、葉たばこを作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間40,000円でございます。公告年月日は、平成29年4月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑等なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。堰端委員の入室をお願いいたします。

(堰端委員入室)

- 部会長 それでは、事務局から残りの事案について説明願います。
- 田中主事 引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料3ページをご覧ください。  
借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
- 利用集積1番 番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 8,000 円でございます。
- 利用集積2番 番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
- 利用集積3番 番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り玄米 60 kgでございます。次ページをお開き願います。
- 利用集積5番 番号5番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、1年10か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 1,100 円でございます。
- 利用集積6番～  
利用集積9番 番号6番から番号9番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。  
公告年月日は、平成29年4月18日を予定しております。  
以上、説明を終わります。
- 部会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 部会長 ご質疑等なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。
- 日程第4  
部会長 次に、日程第4、議案第16号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明願います。
- 田中主事 事務局の田中から、議案第16号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料5ページをお開き願います。  
今回の利用権設定件数は使用貸借5件となっております。  
借り手の人数につきましては3名で、利用権設定面積は21,479㎡でございます。  
左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。  
貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林

業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定する者を掲載しております。

その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、野菜及び水稲を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。

配分計画 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、野菜及び水稲を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。

配分計画 3 番～  
配分計画 5 番

番号 3 番から番号 5 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5  
部会長

次に、日程第 5、議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

田中委員

田中から報告します。去る 3 月 28 日、小笠原委員と本館地下会議室において、議案第 17 号の 7 番と 8 番を、調査して参りましたので報告します。資料 7 ページをお開き願います。

5 条 7 番

番号 7 番ですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買。転用目的は住宅 1 棟建築です。実施計画は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日。資金調達計画は自己資金及び借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽、浸透枡を設置し、盛土をします。立地条件は、私立聖ウルスラ学院高校から東側約 590m に位置し、畑・

宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条8番

続いて、番号8番についてですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は賃貸借。転用目的は薬局1棟建築です。実施計画は、平成29年5月10日から平成29年10月31日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽、浸透枘、ネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立東中学校から西側約480mに位置し、雑種地・宅地に囲まれております。国道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第3種農地。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれも事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第18号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認についてを議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

奥山技師

事務局の奥山から特定農地貸付けに関する承認について説明いたします。皆様のお手元にお配りしてある右上に参考資料と書かれた、議案第18号特定農地貸付けに関する法律第3条第1項の規定に基づく承認についてという資料と併せてご覧ください。

初めに、本議案の概要について説明いたします。これは、市民農園を開設するための手続きであり、本案件では地方公共団体、農業協同組合以外の者が、一定の要件を備えた農地について、農業委員会の承認を得れば、その区域内の農地の貸付けについて農地法第3条の適用が除外されるというものです。

次に、本申請の内容についてですが、申請者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は資料9ページに記載のとおりです。市と特定農地貸付協定を締結した申請者が開設者となり、市民農園を開設し、管理・運営を行うものです。

市民農園としての特定農地貸付けを承認するには資料9ページに記載のとおり

要件が6つあり、1 申請地の位置及び区画面積、2 貸付期間、3 栽培の目的、4 募集及び選考の方法、5 適切な利用の確保、6 小作人の有無となっております。

では、それぞれの要件について説明いたします。1番、申請地の位置及び区画面積です。1つ目は、1人が利用できる区画の面積が10a未満の農地の貸付けであるかですが、今回の貸付けは1区画面積が12㎡または14㎡となっており、1人が同時に借りられる区画は4区画までとしているため、最大でも56㎡以下の貸付けとなっております。2つ目は、周辺の地域における農用地の農業上の利用に影響を及ぼさないかですが、申請地は八戸ニュータウンの市街化区域に隣接し、八戸圏域水道企業団の東側300mの所に位置しており、周囲には農用地は広がっておりませんので、農用地への影響はありません。2番、貸付期間です。5年を越えない農地の貸付けであるかですが、申請書に添付されている貸付要綱の規定により、貸付けは1年単位とし、最長5年間とされております。3番、営利を目的としない栽培に供するための貸付けかですが、こちらも同様に貸付け要綱の規定により、営利目的での栽培を禁止しております。なお、1人当たりの区画面積が最大でも56㎡以下となることから、現実的に営利目的での栽培は難しいものと思います。4番、相当数を対象として定期的に行われる貸付けかですが、使用者の決定に当たっては、一般公募により使用者を募集、決定することになっております。申込みをした者が募集した数を上回る場合は、抽選により使用者を決定することとされており、公平かつ適正なものであると認められます。5番、適切な利用を確保する方法が有効かつ適切なものかですが、施設管理者は常時管理人を置きませんが、定期的に見回り、使用者に対する必要な指示、作物の栽培等の指導を行うこととしており、有効かつ適切な利用が確保されていると認められます。6番、小作人の有無についてですが、申請地は小作地ではなく小作人はございません。

以上のおり、特定農地貸付けとして承認する要件は備えているものと思われるので、ご審議の程よろしく申し上げます。

- |       |  |
|-------|--|
| 部会長   | ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。                  |
| 田名部委員 | はい。                                      |
| 部会長   | 田名部委員。                                   |
| 田名部委員 | 貸付期間が最長5年となっているのですが、その考え方は何を指しているのでしょうか。 |
| 大里主幹  | 資料がございますが、少々時間がかかるので、最後にご説明いたします。        |
| 鳥喰委員  | 市街化区域に隣接しているということですが、調整区域ということでしょうか。     |
| 大里主幹  | 八戸ニュータウンの市街化区域に隣接している調整区域でございます。         |



部会長

そのほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7  
部会長

次に、日程第7、報告第17号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

奥山技師

事務局の奥山からご報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号25番から資料13ページ番号31番までの計7件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号31番が希望あり、その他はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8、日程第9  
部会長

次に、日程第8、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の3月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条届出 7番	番号7番、転用目的は住宅2棟建築でございます。
4条届出 8～9番	番号8番、9番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 続いて、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条届出 23番	番号23番、転用目的は倉庫1棟建築でございます。
5条届出 24番	番号24番、転用目的は保育所1棟建築でございます。
5条届出 25番	番号25番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条届出 26番～28番	番号26番、27番、28番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条届出 29番	番号29番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。
5条届出 30番	番号30番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。
5条届出 31番	番号31番、転用目的は区画分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5条届出 32番～33番	番号32番、33番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出 34番	番号34番、転用目的は宅地拡張でございます。 次ページをご覧ください。
5条届出 35番	番号35番、転用目的は宅地拡張でございます。
5条届出 36番～37番	番号36番、37番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条届出 38番～39番	番号38番、39番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出 40番	番号40番、転用目的は倉庫1棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条届出 41番	番号41番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
部会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第10 部会長	次に、日程第10、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局から報告願います。
奥山技師	事務局の奥山からご報告いたします。資料の25ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条7番	<p>番号7番につきましては、農業経営基盤強化促進法貸借に係る合意解約で、補償等はなしとなっております。</p> <p>通知年月日は、平成29年4月14日を予定しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p>
田名部委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>田名部委員。</p>
田名部委員	<p>解約後は耕作されないということでしょうか。</p>
大里主幹	<p>賃貸人が自ら水稻を作付けすると伺っております。</p>
部会長	<p>そのほか質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑なしと認めます。</p>
日程第11 部会長	<p>次に、日程第11、報告第21号、農地改良届出についてを議題といたします。事務局から報告願います。</p>
奥山技師	<p>事務局の奥山からご報告いたします。資料の27ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
改良届出2番	<p>番号2番。着工年月日は平成29年3月20日で、使用した土の採取場所は、八戸市大字市川町字新田地内でございます。</p> <p>届出年月日、受理年月日は、平成29年3月17日でございます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑なしと認めます。</p>
日程第12 部会長	<p>次に、日程第12、報告第22号、農地転用の制限の例外該当届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>

大里主幹	<p>事務局の大里からご報告いたします。資料の 25 ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 3 月分でございます。</p> <p>まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200 ㎡未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
例外該当届出 1 番 例外該当届出 2 番	<p>番号 1 番、転用目的は、農業用倉庫、たい肥舎、各 1 棟建築でございます。</p> <p>番号 2 番、転用目的は、鶏舎、農業用倉庫、各 1 棟建築でございます。</p> <p>申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑なしと認めます。</p>
部会長	<p>以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了いたしました。事務局より報告があるとのことですので、事務局から報告願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中からご報告いたします。</p> <p>先月の部会で、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についての議案の中で、転用目的が太陽光発電の案件がありました。太陽光発電に転用した場合、地目は雑種地になることを説明しましたが、その際、田名部委員、鳥喰委員から、「農地を太陽光発電に転用した場合、固定資産税はどのくらいかかるのか、雑種地は宅地並み課税になるのか」という質問があり、後日回答することにいたしましたので、お答えします。</p> <p>まず、農地を雑種地に転用した場合の固定資産税についてですが、資産税課に確認したところ、明確な数値が決まっているわけではなく、周囲の状況や土地の利用状況によって課税評価が異なる場合があるとのことでした。</p> <p>次に、雑種地は宅地並み課税になるのかどうかについてですが、周囲が宅地に囲まれている農地を雑種地に転用した場合、課税評価は宅地に準じたものになるということです。一方、周囲が山林原野に囲まれている農地を雑種地に転用すると課税評価は山林原野に準じたものになるということです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
部会長	<p>ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。</p>

部会長

(なしの声あり)

ご質疑なしと認めます

部会長

田名部委員から質問がありました、議案第 18 号について、事務局から回答をお願いします。

大里主幹

先ほどの質問に対する回答ですが、国からの通知文を一度読み上げます。特定農地貸付けに係る貸付けの期間は、5年を超えないこととされている。これは、1年程度の短期間では、おのずから作物の選定が制限されるとともに、時間をかけて土作り等を行うことができないこと、逆に 10 年程度の長期間を認めた場合は、できるだけ多くの人に農地を利用してもらうという趣旨が全うされないおそれがあることから、5年という期間が適当であると考えられることによるものというところでございます。

田名部委員

不良農地が増えている現状には合っていない条件な気がしますが、根拠は分かりました。

部会長

以上をもちまして、農地部会を閉会いたします。

(閉会 14 時 10 分)